

## 松戸市環境審議会委員公募要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市環境審議会条例（平成6年松戸市条例第13号）第4条第1項第4号に規定する市民を代表する委員（以下「公募委員」という。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

### (募集方法)

第2条 公募委員の募集は、本市の広報紙への掲載その他方法により広く周知する。

### (応募の資格)

第3条 応募の資格は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 満18歳以上であること
- (2) 松戸市民であること
- (3) 他の審議会等の委員でないこと
- (4) 本市の職員又は議員ではないこと

### (公募委員の定数)

第4条 公募委員の定数は、2名とする。ただし、公募委員が定数に満たない場合等は、この限りでない。

### (公募委員の選考)

第5条 公募委員の選考は、松戸市環境審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の書類選考によるものとする。

### (選考委員の構成)

第6条 選考委員会の委員は、環境部の所属長以上の職にある者をもって選考委員とする。

- 2 選考委員会の委員長は環境部長とする。ただし、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (庶務)

第7条 選考委員会に係る事務は、環境部環境政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する